

千葉県Z E Bプランニング支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地球温暖化対策を推進するため、市内にネット・ゼロ・エネルギー・ビル（先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。以下「Z E B」という。）を導入するためのプランニングを完了した事業者に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) Z E Bプランナー 一般に向けて広くZ E Bの実現に向けた相談窓口を有し、業務支援（建築設計、その他設計、コンサルティング等）を行い、その活動を公表する者であって、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているものをいう。
- (2) Z E Bプランニング Z E Bの導入に当たっての基礎調査、計画策定及び省エネルギー計算（設計及び建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の申請を除く。）をいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に定める者が、第5条に定める建築物についてZ E Bプランナーが関与するZ E Bプランニングを完了した事業（当該完了の日が、第7条の規定により補助金の交付を申請する年度の前年度の2月1日から当該申請をする年度の1月31日（その日が市の休日（千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）に当たる場合にあっては、その直前の市の休日でない日）までであるものに限る。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税（延滞金を含む。）の滞納がないこと。
- (2) Z E Bプランニングの対象となる建築物の建築主又は所有者であること。
- (3) 国、地方公共団体その他の公共団体又はこれらの者に準ずる者でないこと。
- (4) 規則第4条の2各号に規定する者でないこと。

(補助対象建築物)

第5条 補助の対象となる建築物は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 市内に新築される建築物又は所在する建築物であること。
- (2) 事務所、ホテル、病院、百貨店、学校、飲食店、集会場等の用に供する建築物であって、住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場、キャバレー、パチンコ屋、競馬場・競輪場及びこれらに類する用途に供される建築物に該当しないものであること。

(補助金の額等)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、Z E Bプランニングに要する経費とし、補助金の額は、補助対象経費の2分の1（千円未満切捨て）と50万円のうち小さい額とする。

- 2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、補助対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、千葉市Z E Bプランニング支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) Z E Bプランニングに係る契約書等の写し（対象となる建築物の所在地、補助対象経費等が不明である場合は、それらを明らかにする書類を含む。）
- (2) Z E Bプランニングに係る領収書等の写し
- (3) Z E Bプランナーが作成したZ E Bプランニングの結果を記した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助金の交付の申請は、一の申請者につき同一年度内に1件までとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定により補助金の交付の申請をした者が、当該申請を取り下げる場合は、千葉市Z E Bプランニング支援事業補助金交付申請取下書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(交付等の決定の通知)

第9条 規則第6条の規定による通知は、千葉市Z E Bプランニング支援事業補助金交付決定兼額確定通知書（様式第3号）によるものとする。

- 2 規則第4条第3項の規定による通知は、千葉市Z E Bプランニング支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定による交付請求書は、千葉市ZEBプランニング支援事業補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第11条 市長は、規則第17条第1項に定めるもののほか、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市ZEBプランニング支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）によるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 規則第18条第1項の規定による補助金の返還の命令は、千葉市ZEBプランニング支援事業補助金返還命令書（様式第7号）によるものとする。

(協力の要請)

第12条 市長は、この要綱に基づき補助金の交付を受けた者に対し、事業効果等に関する資料の提供その他の協力を要請することができる。

(その他)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月21日から施行する。